

佐賀県告示第三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十二月十一日から平成二十五年一月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	後 変 更 前 の 別
県道 三瀬神埼線	神崎市神埼町の字一本黒木五 九番一―地先から 神崎市神埼町鶴字御敷町一四 九五番一―地先まで	後 一七・八 一―・六
	神崎市神埼町の字一本黒木五 九番一―地先から 神崎市神埼町鶴字御敷町一四 九五番一―地先まで	前 一〇・九 八・二
		幅員 メートル
		延長 メートル